

8 - 1 課税状況

(1) 課税状況

区 分	課		税		控		除		課 税 実 数		免 税			
	一般税率適用		特例税率適用 〔第23条第2項第3号〕		計		酒税法 〔第30条第1項、 第2項及び第3項〕		災 害 減 免 法 〔第7条第1項〕		課 税 実 数	未納税移出	輸出免税	
	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	数 量
	kL	千円	kL	千円	kL	千円	kL	千円	kL	千円	kL	千円	kL	kL
清 酒	3,975	393,331	9	623	3,983	393,954	36	3,555	0	2	3,946	390,398	606	243
合 成 清 酒	1,021	102,068	-	-	1,021	102,068	20	1,997	-	-	1,001	100,071	-	-
連 続 式 蒸 留 焼 酎	13,304	2,683,381	-	-	13,304	2,683,381	556	115,972	-	-	12,748	2,567,410	544	4
単 式 蒸 留 焼 酎	393	80,167	16	1,247	409	81,414	35	8,148	-	-	373	73,263	78	4
み り ん	180	3,596	-	-	180	3,596	128	2,569	-	-	51	1,027	-	-
ビ ー ル	98,312	19,620,294			98,312	19,620,294	7,438	1,486,657	-	-	90,876	18,133,638	4,988	135
果 実 酒	3,314	266,446	79	5,538	3,395	271,985	101	8,001	-	-	3,293	263,984	2,773	19
甘 味 果 実 酒	38	5,999	22	1,772	61	7,771	0	33	-	-	61	7,737	8	1
ウ イ ス キ ー	225	104,818	215	17,186	440	122,005	50	28,119	-	-	389	93,886	2,024	75
ブ ラ ン デ ー	22	9,542	-	-	22	9,542	0	45	-	-	22	9,498	9	8
原 料 用 ア ル コ ー ル	0	6	-	-	0	6	-	-	-	-	0	6	3,681	-
発 泡 酒	24,668	3,324,184			24,668	3,324,184	314	42,262	-	-	24,353	3,281,921	182	131
そ の 他 の 醸 造 酒	8	1,021	9,610	1,037,839	9,618	1,038,860	376	40,628	-	-	9,241	998,232	18	-
ス ピ リ ッ ツ	157	38,420	4,527	362,148	4,685	400,567	78	11,026	-	-	4,605	389,539	425	184
リ キ ュ ー ル	457	72,544	48,631	4,990,751	49,089	5,063,294	2,695	290,790	-	-	46,393	4,772,505	2,592	206
粉 末 酒 ・ 雑 酒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	146,075	26,705,815	63,110	6,417,104	209,183	33,122,920	11,830	2,039,802	0	2	197,352	31,083,117	17,930	1,015

調査対象等：令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に製造場から移出された酒類について、令和5年4月30日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。

用語の説明：「未納税移出」とは、製造場から移出するとき、酒税の免除を受けて移出するものをいい、「輸出免税」とは、輸出する目的で酒類を製造場から移出するとき、酒税の免除を受けて移出するものをいう。

- (注) 1 「特例税率適用（第23条第2項第3号）」欄は、各品目（ビール及び発泡酒を除く。）でその他の発泡性酒類（発泡性があり、かつ、アルコール分が10度未満であるもの）になるものを示す。
 2 「酒税法第30条第1項、第2項及び第3項」欄は、酒類製造者とその製造場から移出した酒類を、当該製造場に戻し入れた場合の酒税額の控除等を示す。
 3 税関分は含まない。

(2) 課税状況の累年比較

年 度	清 酒		合成清酒		焼 酎		ビ ー ル		そ の 他		計	
	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額
平成30年度	kL 4,632	千円 514,512	kL 2,131	千円 213,002	kL 15,866	千円 3,212,434	kL 106,339	千円 23,357,417	kL 106,346	千円 10,223,869	kL 235,309	千円 37,521,236
令和元年度	4,312	473,506	1,311	130,889	15,084	3,038,509	103,139	22,653,903	93,029	8,872,745	216,876	35,169,552
令和2年度	3,186	324,731	1,063	106,141	14,402	2,900,955	82,689	17,367,073	99,276	10,089,965	200,614	30,788,867
令和3年度	3,316	324,530	1,108	110,677	13,470	2,721,299	81,095	16,189,877	95,286	10,566,465	194,273	29,912,850
令和4年度	3,946	390,398	1,001	100,071	13,121	2,640,673	90,876	18,133,638	88,408	9,818,335	197,352	31,083,117

(注) 「焼酎」の計数は連続式蒸留焼酎及び単式蒸留焼酎の合計である。

(3) 都道府県別課税状況

県名	清酒		合成清酒		連続式蒸留焼酎		単式蒸留焼酎		みりん		ビール		県名
	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	
	kL	千円	kL	千円	kL	千円	kL	千円	kL	千円	kL	千円	
北海道	3,946	390,398	1,001	100,071	12,748	2,567,410	373	73,263	51	1,027	90,876	18,133,638	北海道
合計	3,946	390,398	1,001	100,071	12,748	2,567,410	373	73,263	51	1,027	90,876	18,133,638	合計

県名	果実酒		甘味果実酒		ウイスキー		ブランドー		原料用アルコール		発泡酒		県名
	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	
	kL	千円	kL	千円	kL	千円	kL	千円	kL	千円	kL	千円	
北海道	3,293	263,984	61	7,737	389	93,886	22	9,498	0	6	24,353	3,281,921	北海道
合計	3,293	263,984	61	7,737	389	93,886	22	9,498	0	6	24,353	3,281,921	合計

県名	その他の醸造酒		スピリッツ		リキュール		粉末酒・雑酒		合計		県名
	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	
	kL	千円	kL	千円	kL	千円	kL	千円	kL	千円	
北海道	9,241	998,232	4,605	389,539	46,393	4,772,505	-	-	197,352	31,083,117	北海道
合計	9,241	998,232	4,605	389,539	46,393	4,772,505	-	-	197,352	31,083,117	合計

8-2 製成数量

(1) 製成数量

区分	製成数量等					手持数量 〔令和5年3月31日現在〕
	製成 ①	アルコール等 混和 ②	焼酎の品目別 アルコール分 等変更 ③	用途変更等 ④	計 〔①+②+ ③-④〕	
清酒	KL (2,722)	KL	KL	KL	KL (2,711)	KL (2,617)
	2,998	-		38	2,961	3,779
合成清酒	(511)				(510)	(21)
	811	-		-	811	33
連続式蒸留焼酎	11,404	-	1,099	914	11,588	1,877
単式蒸留焼酎	194	-	270	298	164	897
みりん	6	-		-	6	18
ビール	91,798	-		519	91,278	1,822
果実酒	3,065	0		82	2,982	5,134
甘味果実酒	31	-		9	23	74
ウイスキー	237	-		-	237	214
ブランデー	5	-		2	3	6
発泡酒	32,160	-		11,067	21,092	2,047
その他の醸造酒	9,273	-		21	9,252	111
原料用アルコール ・スピリッツ	4,152	-		181	3,972	779
リキュール	43,634	-		1,000	42,633	832
粉末酒・雑酒	-	-		-	-	-
合計	199,769	0	1,368	14,132	187,004	17,622

調査期間等：令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に製成された酒類について、酒類製造者から申告された「酒類の製成及び移出の数量等申告書」に基づき作成したものである。

- (注) 1 犯則分は含まない。
 2 () 書はアルコール分20度に換算した数量を示す。
 3 ウイスキー及びブランデーはアルコール分40度分に、原料用アルコール及びスピリッツはアルコール分100度分にそれぞれ換算したものである。

(2) 製成数量の累年比較

年 度	清 酒	合 成 清 酒	連 続 式 蒸 留 焼 酎	単 式 蒸 留 焼 酎	み り ん	ビ ー ル	果 実 酒 ・ 甘 味 果 実 酒	ウ イ ス キ ー ・ ブ ラ ン デ ー	発 泡 酒	そ の 他 の 醸 造 酒	原 料 用 アル コ ー ル ・ ス ビ リ ッ ツ	リ キ ュ ー ル	粉 末 酒 ・ 雑 酒	合 計
平 成 30 年 度	4,165	1,888	14,257	259	9	105,998	2,900	36	23,357	14,620	1,314	38,742	-	207,546
令 和 元 年 度	3,701	1,135	13,309	220	6	101,564	3,634	45	23,501	12,838	1,527	43,349	-	204,829
令 和 2 年 度	2,736	892	12,609	159	6	80,791	3,481	38	22,919	12,238	1,732	50,553	-	188,156
令 和 3 年 度	2,833	970	12,061	109	6	80,180	3,185	158	22,892	10,749	957	46,129	-	180,236
令 和 4 年 度	2,961	811	11,588	164	6	91,278	3,005	240	21,092	9,252	3,972	42,633	-	187,004